

広島県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和八年四月十六日までの間、縦覧に供する。

令和八年四月二日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉舎油木線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
神石郡神石高原町上二四八九番一地从先から 神石郡神石高原町上二四八八番一地从先まで	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	幅員減少 不用物件延 長一八・〇 〇メートル
	一九・〇〇 二〇・八〇	一八・〇〇	
	一六・二〇 一七・〇〇	一八・〇〇	